保保発第１２１７００４号
平成２０年１２月１７日

健康保険組合理事長　殿

厚生労働省保険局保険課長

出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額の
見直しにおける事務の取扱いについて

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成２０年政令第３７１号。以下「改正令」という。）の施行については、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行について」（平成２０年１２月５日保発第1205002号）及び「健康保険法施行令第３６条における「保険者が定める額」について」（平成２０年１２月５日保保発第1205001号）において、健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令（平成２０年厚生労働省令第１６９号。以下「改正省令」という。）の施行については、「健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成２０年１２月１２日保発第1212003号）において通知したところであるが、具体的な事務の取扱いについては、下記の事項に留意の上、円滑な実施を図られたい。

なお、この通知においては改正令による改正後の健康保険法施行令（大正１５年勅令第２４３号）を「政令」、改正省令による改正後の健康保険法施行規則（大正１５年内務省令第３６号）を「規則」と略称する。

記

第一　出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額

１　３万円が加算され、３８万円となる場合

「健康保険法施行令第３６条における「保険者が定める額」について」（平成２０年１２月５日保保発第 1205001 号）において示しているとおり、財団法人日本医療機能評価機構（以下「機構」という。）が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等（以下「加入分娩機関」という。）については、政令第３６条第１号及び第２号のいずれにも該当するものであることから、加入分娩機関の医学的管理下において、平成２１年１月１日以後、在胎週数２２週に達した日以後の出産（死産を含み、以下「制度対象分娩」という。）がなされたことが認められた場合には出産育児一時金等は３万円を加算して３８万円支給すること。

これは、制度対象分娩がなされた場合、加入分娩機関において、機構に対する掛金（１児につき３万円）納付義務が発生し、出産費用が増加することを踏まえたもので

ある。

２　３万円が加算されず、３５万円となる場合

制度対象分娩でない出産については、加入分娩機関は機構に対し掛金を納付する必要がないことを踏まえ、出産育児一時金等は３万円を加算せず、３５万円とすること。

制度対象分娩でない出産とは、次に掲げるものをいう。

①　加入分娩機関の医学的管理下以外の出産

②　加入分娩機関の医学的管理下における出産であっても、在胎週数２２週未満の出産（流産、人工妊娠中絶を含む。）

第二　制度対象分娩のうち、補償の対象となるもの

重度の脳性麻痺に対し総額３０００万円の補償金が支払われる場合は、出生した者が出生した時点において下記のいずれかの基準に該当する場合である。（別添１）

①　在胎週数３３週以上であり、かつ、体重が２０００ｇ以上であること

②　在胎週数２８週以上であり、かつ、次のいずれかに該当すること

一　低酸素状態が継続して、臍帯動脈血中のｐＨが７．１未満である代謝性アシドーシス（酸性血症）の所見があると認められる場合

二　胎児心拍数モニターが示す情報に当初異常が認められなかったが、その後低酸素状態が前置胎盤、常位胎盤早期剥離、子宮破裂、子癇、臍帯脱出等によって起こり、引き続き、次のイ～ハまでのいずれかの胎児心拍数パターンが認められ、かつ、心拍数基線細変動の消失が認められる場合

イ　突発性で持続する所脈

ロ　子宮収縮の５０％以上に出現する遅発一過性徐脈

ハ　子宮収縮の５０％以上に出現する変動一過性徐脈

第三　申請方法別の事務の取扱い

加入分娩機関において制度対象分娩がなされたかどうかは、提出された書類における所定の印（別添２）の有無により判別すること。

なお、全国の加入分娩機関については http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/search/index.php（機構ホームページ）においても確認可能となっている。

１　出産後に申請する場合

加入分娩機関は、妊産婦に対して発行する領収書又は請求書に、制度対象分娩がなされたことを証明するために当該印を押印することとなっていることから、規則第８６条第３号に規定する、保険者が制度対象分娩であると認める際に必要となる書類は、加入分娩機関により発行された、当該印の押された領収書又は請求書の写しとする。

①　当該印の押された領収書の写しは、出産後に３８万円の出産育児一時金等の支給を申請する場合に、申請書に添付する必要がある。

② 当該印の押された請求書の写しは、出産後精算前に３８万円の出産育児一時金等の支給を申請する場合に、申請書に添付する必要がある。

③ 口座振替やクレジットカードによる支払などにより領収書が発行されないなどやむを得ない場合には、加入分娩機関は出産証明書（規則第８６条第２項に規定する医師又は助産師において出産の事実を証明する書類）の写しに押印することがあるので留意すること。

２ 出産前に受取代理の申請を行った場合

出産後に受取代理人である医療機関等から送付される分娩費請求書の写しに対し、当該印が押されている場合、当該医療機関等は加入分娩機関でありかつ当該出産は制度対象分娩であることが判別できるため、出産育児一時金等の金額は３万円を加算し３８万円とすること。

この際、制度対象分娩となるのは、受取代理の請求書に記載された出産予定日でなく実際の出産が平成２１年１月１日以後であるものに限る。

第四 双児等の場合等における取扱い

１ 双児等の場合

双児等の制度対象分娩の場合は、出産育児一時金等（３８万円）を従来どおり一産児排出を一分娩と認め、胎児数に応じて支給すること（双児の場合は３８万円×２＝７６万円)。

２ 流産及び人工妊娠中絶の場合

流産は在胎週数２２週未満において生ずるものであり、人工妊娠中絶も在胎週数２２週未満において行われるものであることから、これらは制度対象分娩に該当しないため、出産育児一時金等の金額は従来どおり３５万円とすること。

３ 事前に妊産婦登録を行った加入分娩機関以外において出産した場合

里帰り出産、転院、救急搬送などにより、事前に登録していた加入分娩機関以外において出産した場合、掛金を納付するのは実際に出産が行われた加入分娩機関であることから、当該加入分娩機関の所定の印の有無を踏まえて出産育児一時金等の支給額を決定すること。実際に出産が行われた医療機関等が加入分娩機関でなかった場合は、当該出産は産科医療補償制度の対象とならないことから、出産育児一時金等の金額は３５万円とすること。

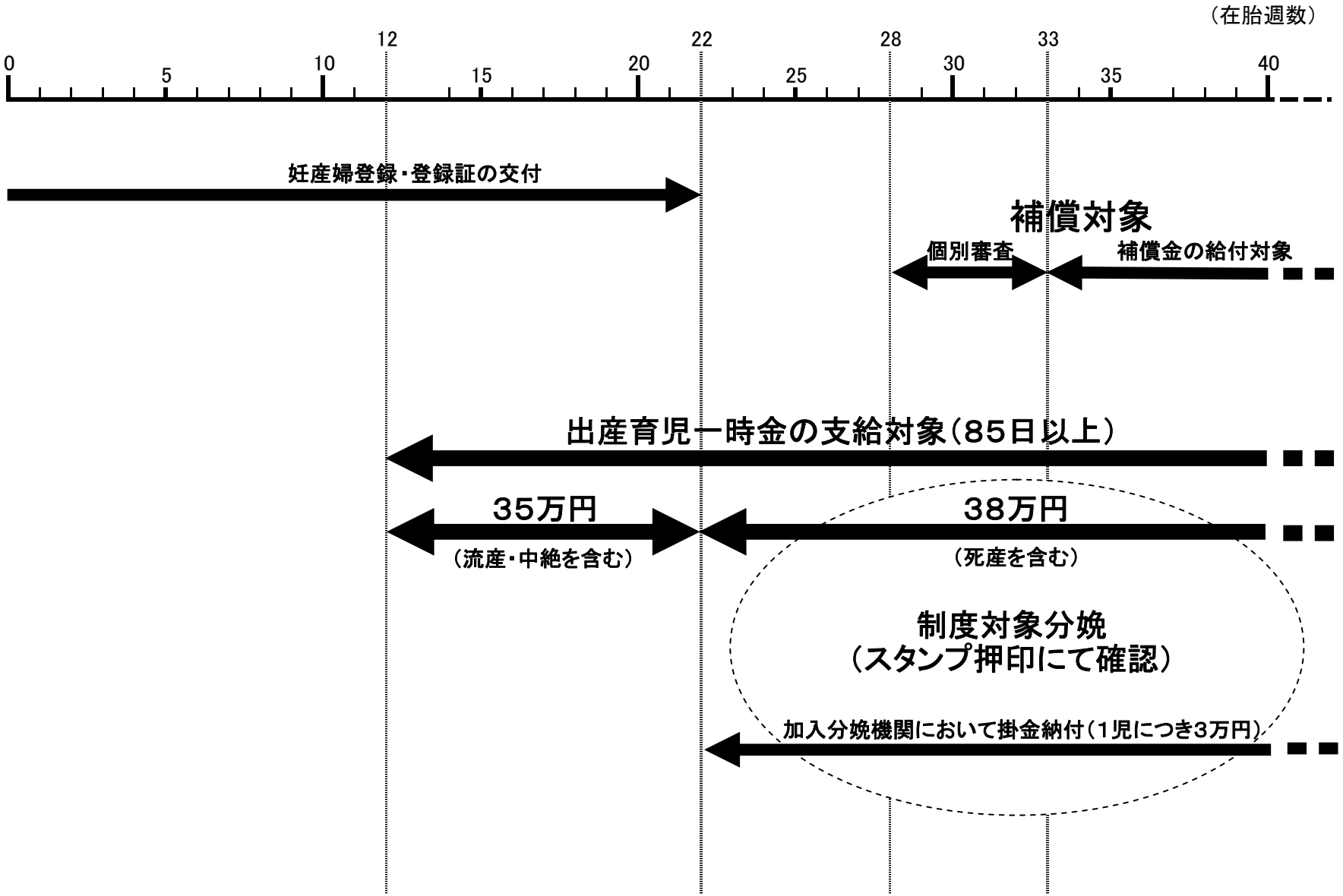
第五 留意事項

１ 支給事務の詳細については、別添３（「産科医療補償制度における出産育児一時金等の加算支給に係る取扱いについて（依頼)」（平成２０年１２月１２日医政発第1212003号)）も併せて参照のこと。

２ 政令第３６条においては、加算する額は「保険者が定める額」とされているが、これについては、「健康保険法施行令第３６条における「保険者が定める額」について

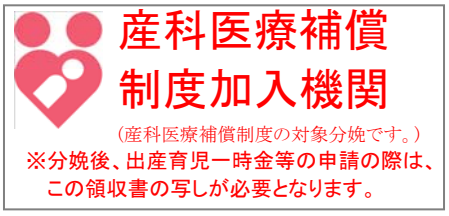
（平成２０年１２月５日保保発第1205001号)」により３万円となるものであることを示しており、改めて各健康保険組合の規約で定める必要はないこと。

（別添１）


（在胎週数）
0
5
10
12
15
20
22
25
28
30
33
35
40
妊産婦登録・登録証の交付
補償対象
個別審査
補償金の給付対象
出産育児一時金の支給対象（85日以上）
35万円
（流産・中絶を含む）
38万円
（死産を含む）
制度対象分娩
（スタンプ押印にて確認）
加入分娩機関において掛金納付（1児につき3万円）

（別添２）

制度対象分娩であることを証明する印　イメージ



- 実寸サイズは、縦２．７ｃｍ×横６．０ｃｍ
- 外枠は実際には印についていません。
- 今月中に全国の加入分娩機関に対し送付。

（別添３）

医政発第１２１２００３号
平成２０年１２月１２日

雇用均等・児童家庭局長
社会・援護局長　　殿
保険局長

医　政　局　長
（公印省略）

産科医療補償制度における出産育児一時金等の加算支給に係る取扱いについて（依頼）

平成21年１月１日より、財団法人日本医療機能評価機構を運営組織として、産科医療補償制度が開始されるところであるが、本制度における出産育児一時金等の加算支給に係る取扱いについて、別添のとおり財団法人日本医療機能評価機構より通知があったので、内容を御了知の上、関係団体等にその周知徹底を図っていただくとともに、その円滑な運用に万全の対応をいただくようお願いしたい。